

江南観光みやげ品認定事業実施概要

1. 目的

江南市を訪れた観光客等におすすめできる自慢の一品を「江南観光みやげ品」として認定しPRすることで、土産品の品質の向上と販売の促進を図り、観光事業の振興に寄与することを目的とする。

2. 主催

江南市観光協会

3. 後援（予定）

江南市、江南商工会議所

4. 申請期間

令和5年9月1日（金）～令和5年9月22日（金）

5. 認定基準

- (1) 基本的に、年間を通じて販売している商品であり、店舗等で手軽に購入できること。
- (2) 食料品、工芸品、民芸品に該当するものであること。
- (3) 内容及び品質が優れていること。
- (4) 表示及び包装が適切であること。
- (5) 価格が適正であること。
- (6) 郷土色豊かなものであること。
- (7) 食料品については食品衛生法（昭和22年法律第233号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、観光土産品の表示に関する公正競争規約（昭和41年公正取引委員会告示第6号）その他関係法令に定める基準に適合していること。

6. 申請

(1) 申請資格

申請することができる事業所は、江南市観光協会の会員とする。ただし、申請時に会員となれば資格を満たすものとする（年会費1口1万円より）。

(2) 申請方法

江南観光みやげ品認定申請書（様式1）に所要事項を記入し、商品見本を添えて申請期間中に江南市観光協会事務局（市役所商工観光課内）へ申請する。

(3) 申請数

申請数は、1事業者につき1品のみとする。

- (4) 江南市に係る象徴を利用しようとするときは、関係機関に許可を得て利用するものとする。

7. 認定結果

認定結果は、申請者に文書で通知する。

8. 認定期間

認定した土産品の有効期間は、認定の通知から3年間とする。

9. 認定した土産品のPR方法

- (1) 江南観光みやげ品チラシ（仮称）への掲載
- (2) 江南市観光協会ホームページ及びツイッター等での紹介
- (3) その他江南観光みやげ品として各種方法での紹介